

奈良県教育委員会

週報

第2245号

平成28年4月28日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
第38回「少年の主張」奈良県大会～わたしの主張2016～の実施について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	1
平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	5
「1日こども知事」の募集について	各市町村教委教育長 各小学校長	学校教育課	19
平成28年度奈良県中学校音楽教育研究会授業研究会・総会及び研修会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	21
平成28年度奈良県図画工作・美術教育研究会総会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	23
平成28年度ミドルリーダーを対象とした児童生徒理解による問題行動等対応研修の開催について	各市町村教委教育長 各学校長	生徒指導支援室	25
平成28年度第38回奈良県小学校生徒指導研究会総会並びに研究集会の開催について	各市町村教委教育長 各小学校長	生徒指導支援室	27
正誤表			29

(次の週報は、平成28年5月12日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長
各 中 学 校 長
各 中 等 教 育 学 校 長
各 特 別 支 援 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

第38回「少年の主張」奈良県大会～わたしの主張2016～ の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、発表原稿の応募及び発表大会への参加について、よろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

社会や国際的な環境が大きく変化する現代において、次代を担う子どもたちに、物事を論理的に考える力、自分の主張を正しく伝える力、広い視野と柔軟な発想・創造性などを身に付けさせるとともに、大人自身が子どもたちの声を真摯に受けとめる契機とする。

2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、奈良県子ども・若者支援団体協議会
独立行政法人国立青少年教育振興機構

3 対 象

県内の中学生及びそれに相応する学籍又は年齢にある者
(国籍は問わないが、日本語で発表できること。)

4 発表原稿の募集

(1) 主張内容

次の①～③のいずれかの内容で、心からの思いや考えたこと、感銘を受けたことなどを、少年らしい自由でユニークな発想をもって飾り気のない言葉でまとめたもの

① 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など。

② 家庭、学校生活、社会（地域活動）、身の回りのことや友達との関わりなど。

③ テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会の様々な出来事に対する意見や感想、提言など。

なお、商業的な固有名詞の使用は極力避けるようにすること。(悪い例：〇〇県にある〇〇旅館 良い例：〇〇県にある旅館)

(2) 応募方法等

ア 応募原稿

(ア) 縦書き、A4判400字詰原稿用紙4枚程度(1400字～1800字程度)とする。

(発表時間が1人5分程度であることに留意のこと。)

(イ) 原稿は本人の自筆(HBより濃い鉛筆を使用)に限る。自筆によることが困難な場合は、この限りでない。

(ウ) 原稿の1行目にタイトル、2行目に学校名及び学年、3行目に氏名を書くこと。

(エ) 別紙様式による応募票を作成し、原稿1枚目の上部にホチキスで留めること。

(オ) 応募は、1人1点とし、未発表のものに限る。

(カ) 各学年の応募は、20名以内とする。

(キ) 応募原稿は返却しない。

イ 応募期間

平成28年6月1日(水)～平成28年7月20日(水)必着

ウ 応募方法

応募原稿は、個人もしくは学校・団体で取りまとめの上、下記宛てに送付すること。なお、学校・団体で応募する際には、別紙応募取りまとめ票に記入すること。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課内 「少年の主張」係

TEL 0742-27-8615

5 原稿審査及び発表者の決定

(1) 別に定める審査要領により原稿審査を行い、13点の入賞作品(発表作品)を選定し、発表者を決定する。

(2) 発表者には、後日、学校を通じ本人宛てに通知する。

6 発表大会

(1) 日時 平成28年9月11日(日)午後1時30分～午後4時20分

(2) 会場 大和高田さざんかホール(大和高田市本郷町6-36)

(3) 内容 入賞者による発表、表彰等

(4) 全国大会への推薦

発表作品のうち最優秀賞1点を選定し、平成28年11月13日(日)東京で開催の「少年の主張全国大会」発表候補作品として推薦する。

この部分をホチキスで原稿用紙にとめてください。

第三十八回「少年の主張」奈良県大会

～わたしの主張2016～

応募 票

応募原稿のタイトル

応募者氏名

ふりがな

学校名（団体名）

学 年

性 別

年

男 ・ 女

*応募票の用紙は、A4サイズでお願いします。
(この用紙をコピーして御利用ください。)

第38回「少年の主張」奈良県大会～わたしの主張2016～

応募取りまとめ票

学校名（団体名）： _____

	応募生徒数 (20名以内)	取り組んだ 生徒数
3年生	名	名
2年生	名	名
1年生	名	名
合計	名	名

御担当者氏名： _____

TEL： _____

FAX： _____

※応募取りまとめ票は、必要事項を御記入の上、原稿とともに青少年・社会活動推進課宛てに提出願います。

※学校又は団体で選考した後に御応募いただく場合については、取り組んでいただいた生徒数を「取り組んだ生徒数」の欄に御記入ください。

※本大会又は応募に関する連絡及び問合せは、記載いただきました担当者様宛てにさせていただきます。

教学第105号

平成28年4月28日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



27文科初第1763号
職発0330第5号
平成28年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長
生 田 正 之

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところでありますが、平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年

厚生労働省令第4号)等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生(中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)の推薦及び選考開始期日については、平成29年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成28年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成28年9月5日(沖縄県については平成28年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成28年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成28年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成28年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成28年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成28年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成29年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、本年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

- ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国统一して実施すべき事項についての説明又は確認
- イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議
- ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議
- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
- オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議
- カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成28年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成28年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長宛て報告すること。

(別添1)



27文科初第1763号
職発0330第6号
平成28年3月30日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

厚生労働省職業安定局長
生田正之

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成27年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成28年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついでには、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育

学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成29年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成29年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成28年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成28年9月5日(沖縄県については平成28年8月30日)以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成28年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成28年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成28年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成28年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成28年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成29年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成28年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

(別添 2)



27文科初第1763号
職発0330第7号
平成28年3月30日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

厚生労働省職業安定局長
生田正之

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、平成27年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成28年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついでには、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願い申し上げます。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成29年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成28年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成28年9月5日（沖縄県については平成28年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成28年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成28年6月20日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成28年6月20日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成28年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成28年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成29年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成28年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

(別添 3)



職 発 0 3 3 0 第 8 号
平成 2 8 年 3 月 3 0 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 2 9 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、平成 2 8 年 7 月 1 日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - (4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 2 8 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 2 8 年 8 月 3 0 日）以降となるようにすること。
 - (5) 選考開始期日については、平成 2 8 年 9 月 1 6 日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業予定者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各市町村教委教育長 }
各 小 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

「1日こども知事」の募集について（通知）

下記のとおり「1日こども知事」の募集を行いますので、応募についてよろしくお願ひします。

1 目 的

県庁などで行っている公の仕事に興味をもっている児童や、将来知事や市町村長になりたいという児童に、奈良県政に対する興味や奈良に対する愛着を深めてもらうとともに、次代を担う児童の純粋な夢を育む。

2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会

3 日 時

平成28年8月24日（水） 10：00～14：20

4 場 所

奈良県庁

奈良市登大路町30番地

5 参加対象者

県内に在学する小学5・6年生 10名程度

6 日 程

10：00～10：30 オリエンテーション

10：30～10：45 1日こども知事任命書交付

10：45～11：20 就任挨拶

11：20～12：10 模擬記者会見

12：10～13：00 荒井知事と昼食・会談

13：00～14：10 執務体験

14：10～14：20 記念撮影・記念品贈呈

7 応募について

(1) 応募方法

「知事になったら、こうしたい」をテーマにした作文（原稿用紙400字程度）を作成し、小学校名、学年、氏名を記入の上、学校を通じて奈良県総務部知事公室政策推進課まで持参又は郵送すること。

(2) 募集締切

平成28年6月10日（金）必着

(3) 選考方法

応募者が募集人数を超えた場合は、選考を実施する。その場合、作文の表現力等ではなくアイデアにより選考する。

(4) 結果通知

学校を通じて通知（7月上旬予定）する。その際、応募いただいた作文は返却する。

8 問合せ先、応募先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室政策推進課 政策推進係（担当：上平）

TEL 0742-27-8472

9 その他

実施当日は、教員又は保護者の方の同伴が必要。ただし、会場の都合上、同伴は2名までとする。

各市町村教委教育長
各 中 学 校 長
各 中 等 教 育 学 校 長
各 特 別 支 援 学 校 長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県中学校音楽教育研究会
授業研究会・総会及び研修会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 目 的

県内中学校における音楽教育の一層の充実を図るため、指導内容や指導方法についての研
修を深め、教員の指導力の向上を目指す。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校音楽教育研究会

3 期日及び会場

平成28年6月10日（金）

奈良市立春日中学校

4 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の教員

5 日 程

9：55～10：45	公開授業
10：55～11：35	研究協議
11：35～12：00	指導講評
12：10～12：50	開会行事及び総会

14:00～16:00 講演

16:00～16:10 閉会行事

6 内 容

(1) 公開授業

学 年	題 材 名	指 導 者
第3学年	曲の情景や歌詞を味わい工夫して表現しよう	桐山 智美

(2) 指導講評

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 越尾 直美

(3) 講 演

演題 「オペラの醍醐味を味わおう」

講師 相愛大学音楽学部 教授 米田 哲二

7 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成28年5月31日（火）までに、下記宛てFAXで申し込むこと。

宇陀市立大宇陀中学校 教諭 山瀬 香

FAX 0745-83-3392

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県図画工作・美術教育研究会
総会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

図画工作・美術教育に関する指導についての理解を深め、今後の教育活動に役立て、図画工作・美術教育の一層の充実を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県図画工作・美術教育研究会

3 期日及び会場

平成28年6月2日（木）

奈良市教育センター 奈良市三条本町13-1

4 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

5 日 程

14:00～14:40 総会

14:50～16:20 講演

16:20～16:30 閉会行事

6 講 演

演題 「対話型鑑賞について ーみる・考える・話す・聴くー」

講師 京都造形芸術大学 教授 福 のり子

7 参加申込み

平成28年4月7日付け週報2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成28年5月26日（木）までに、下記宛てFAXで申し込むこと。

奈良市立富雄中学校 教諭 久保 慶議

FAX 0742-43-5387

8 その他

会場へはできるだけ公共の交通機関を利用すること。

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度ミドルリーダーを対象とした児童生徒理解による 問題行動等対応研修の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係者に周知されるとともに参加について
よろしくをお願いします。

記

1 目 的

教員の児童生徒に対する理解を深め、問題行動等の予防的視点に立った支援や、きめ細かな
個別の支援を充実させるために、感情の言語化や他者の感情理解など、理論に基づいた対応の
ための研修を実施する。また、対応の中心となるミドルリーダーの養成と個々の教職員の資質
や専門性の向上を推進する。

2 日時及び対象校種

平成28年6月21日（火）	【午前の部】 10時00分～13時00分	特別支援学校
	【午後の部】 14時00分～17時00分	小学校
平成28年6月24日（金）	【午前の部】 10時00分～13時00分	中学校
	【午後の部】 14時00分～17時00分	高等学校

3 場 所

県立教育研究所 大講座室（特別支援学校については中講座室1）

磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加者

県内小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者、教育相談担当者、特別支援教育担当者等、各学校のミドルリーダー候補の教員等

5 日 程

【午前の部】

9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0 受付
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 0 研修説明
1 0 : 1 0 ~ 1 3 : 0 0 研修「感情のコントロールが苦手な児童生徒の理解と対応」
～アンガーマネジメント手法を用いて～

【午後の部】

1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0 受付
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 0 研修説明
1 4 : 1 0 ~ 1 7 : 0 0 研修「感情のコントロールが苦手な児童生徒の理解と対応」
～アンガーマネジメント手法を用いて～

※ 研修内容については、対象校種によって多少異なります。

6 研修講師

早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 本田 恵子
早稲田大学 社会連携研究所 招聘研究員 高野 光司
奈良少年刑務所 教育専門官 小西 好彦 等

7 参加申込み

平成28年5月24日（火）までに、平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、FAX又は電子メールにて、下記宛てに申し込むこと。

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp

教 生 第 3 0 号

平成28年4月28日

各市町村教委教育長 }
各 小 学 校 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度第38回奈良県小学校生徒指導研究会総会 並びに研究集会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

「豊かな人間性を育てる生徒指導はいかにあるべきか」を研究主題とし、学級経営における生徒指導の実践について情報交換・研究協議を行い、生徒指導の充実に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小学校生徒指導研究会

3 日時及び会場

平成28年6月3日（金）14：00～16：45

県立教育研究所 中講座室1 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内小学校の校長、教頭、生徒指導担当者、学級担任等

5 日 程

14：00～14：20	開会行事
14：20～15：00	総会
15：00～16：00	研究発表・研究協議
16：00～16：30	指導助言とまとめ
16：30～16：45	閉会行事

6 研究発表

発表題 「厳しさと温かさの中で、仲間とともに自分を高め、主体的に取り組む児童を育てる生徒指導」

発表者 香芝市立二上小学校 教諭 浦野 和也

7 指導助言

県教育委員会事務局 生徒指導支援室 生徒指導第二係 指導主事 中島 浩一

8 参加申込み・問合せ

参加に際し、申込みは特に必要ない。

問合せは下記担当まで。

香芝市立旭ヶ丘小学校 教諭 樺山 敬剛

TEL 0745-78-7123

正誤表

平成28年4月14日付け週報2244号に下記のとおり誤りがありましたので通知します。

記

(週報14ページ)

正 4 調査項目

(1) 体格 身長、体重

誤 4 調査項目

(1) 体格 身長、体重、座高